

〔事由B：生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難〕 家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■ 全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】	申請者→JASSOの指定する提出先	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	

※ 1～2は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■ 家計急変事由Bに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
3. 次のすべて。【いずれもコピー可】 (1) 次の3点の記載がある医師の診断書 ① 就労困難であること ② 就労困難の期間が3か月以上であること ③ 就労困難な状況が開始した年月日 (2) 傷病休職中であることの証明書 （休職開始日及び終了日の記載があるもの）	申請者→学校→JASSO	

※1 上表(2)の証明書は勤務先の任意の様式で構いませんが、勤務先が差し支えない場合はJASSO所定様式「(様式) 休職証明書(家計急変採用提出用)」をご利用ください。

※2 個人事業主等は上表(2)の証明書として、JASSO所定様式「(様式) 事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を作成し、提出してください。

■ 収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 家計急変に該当する生計維持者の源泉徴収票又は確定申告書(控)等(いずれも2025年1月～2025年12月分)【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

※1 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内(別冊) 家計急変採用」7ページを参照してください。

※2 進学が2026年10月～2027年3月で、家計急変事由発生が2024年1月～12月の場合は、家計急変採用に申請できません。定期的な募集(春・秋)への申請をご検討ください。

■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出 (4) 出入国記録の写し【原本】</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の 証明書類 次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>7. 「新たに生まれた子等」の数の申告書とその証明書類</p> <p>※JASSO所定様式は在学から受け取ってください。 ※証明書類の具体例は申告書に記載しています。</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	